2．月間の契約変更件数

種別	変更前	変更後	件数			
			家庭用	商業用	工業用	その他
自社内変更	指定旧供給区域等小売供給	その他の小売供給				
	その他の小売供給	指定旧供給区域等小売供給				
離脱	指定旧供給区域等小売供給	その他のガス小売事業者からの供給				
受入	その他のガス小売事業者からの供給	指定旧供給区域等小売供給				

備考　1　対象区域の欄には、指定旧供給区域等小売供給を行っている供給区域（供給区域内に異なる指定旧供給区域等小売供給約款が定められている場合は、当該供給約款の適用される区域）を記載すること。

2　その他の小売供給とは、当該みなしガス小売事業者が供給する、指定旧供給区域等小売供給以外の小売供給をいう。

3　その他のガス小売事業者とは、当該みなしガス小売事業者以外のガス小売事業者をいう。

4　検針日が月末ではないこと、需要家によって検針日が異なること等の理由により、一箇月分のガス販売量等の管理を暦月とは異なる期間を用いて行っている場合には、ガス販売量等の管理に用いている期間を用いて月ごとの合計値を算出して記載すること。

5　1及び2の件数の欄には、報告月の月ごとの合計を記載すること。

6　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

○経済産業省令第十七号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、ガス事業生産動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

経済産業大臣　世耕　弘成

ガス事業生産動態統計調査規則の一部を改正する省令

ガス事業生産動態統計調査規則（昭和二十六年総理府令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（省令の目的）

第一条　統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する基幹統計であるガス事業生産動態統計を作成するための調査（以下「ガス事業生産動態統計調査」という。）の施行に関しては、この省令の定めるところによる。

第一条の次に次の一条を加える。

（調査の目的）

第一条の二　ガス事業生産動態統計調査は、ガス事業の生産の実態を明らかにし、ガス事業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

第二条中「ガス生産動態統計調査」を「ガス事業生産動態統計調査」に改める。

第三条中「ガス生産動態統計調査」を「ガス事業生産動態統計調査」に、「第二条第十一項」を「第二条第十二項」に改め、「ガス事業者」の下に「（同条第十項に規定するガス製造事業者を除く。以下同じ。）」を加える。

第四条の見出しを「調査事項」に改め、同条中「ガス生産動態統計調査」を「ガス事業生産動態統計調査」に改め、「（ガス事業法第二条第四項に規定する簡易ガス事業者については、第一号、第三号ロ及びハ並びに第六号に掲げる事項）」を削り、同条第三号から第六号までを削り、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一　ガス事業法第二条第三項に規定するガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。）、同条第六項に規定する一般ガス導管事業者及び同条第八項に規定する特定ガス導管事業者については、次の事項について行う。

イ　原料

ロ　ガス生産量及び購入量内訳

ハ　製品ガス生産・購入・販売・在庫

ニ　メーター取付数

ホ　調定数

ヘ　託送供給（ガス事業法第二条第四項に規定する託送供給をいう。）

ト　労務

二　ガス事業法第二条第三項に規定するガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）については、次の事項について行う。

イ　供給地点群（特定ガス発生装置に係るガスの供給地点であつて一の団地内にあるものの総体をいう。）

ロ　原料

ハ　需要家メーター数

ニ　生産品

第五条の見出しを「調査票の様式」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「調査票用紙」を「調査票」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項を次のように改める。

ガス事業生産動態統計調査は、経済産業大臣が定める様式による調査票（以下「調査票」という。）によつて行う。

第五条の次に次の三条を加える。

（報告義務）

第五条の二　ガス事業者又はガス事業者に属する工場（事業場を含む。以下同じ。）の管理責任者（以下「報告義務者」という。）は、調査票に掲げる事項について報告しなければならない。

（調査の方法）

第五条の三　ガス事業生産動態統計調査は、経済産業大臣又はガス事業者の住所又はガス事業者に属する工場の所在する地域を管轄する経済産業局長若しくは中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長（以下単に「経済産業局長」という。）がその報告義務者に配布する調査票によって行う。

（調査票の提出）

第五条の四　報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名した上、経済産業局長に提出しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第五条の二の報告をするときは、経済産業大臣に提出するものとする。この場合において、経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条第三項の規定は適用しない。

第六条第一項中「ガス生産動態統計調査」を「ガス事業生産動態統計調査」に、「統計法第十四条」を「法第十四条」に改め、同条第四項中「統計法」を「法」に、「基く」を「基づく」に改める。